行政財産使用許可申請(更新) 申請者操作マニュアル

目 次

•申請方法••••		 	•3
ーアクセス方法	£	 	•4
一利用者登録	方法・・・・・・・・	 	•5
ー申請の流れ		 	•9

申請方法



- •利用者登録方法
- 申請の流れ

アクセス方法

- ・まず、「やまぐち電子申請サービス」のサイトにアクセスする必要があります。
- インターネット検索エンジンで「やまぐち電子申請サービス」と検索すると表示される「やまぐち電子申請サービス電子申請:ホーム」にアクセスします。

Google	やまぐち電子申請サービス	XQ	
	Q すべて ♀ 地図 国 ニュース 🗳 画像 ♀ ショッピング :もっと見る	ビール	
	約 5,610,000 件 (0.45 秒)		
	https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp 👻		+ 1
	やまぐち電子申請サービス電子申請:ホーム	明市	1
	下の一覧から事調力を選びて、フラッションしてくたさい。 御道利奈. 田口奈. 印尚村. は. 衣 や. 山口市.	1111	

申請方法

・アクセス方法 •利用者登録方法

利用者登録方法

- 利用者登録をすると、次回以降のログインが楽になり、申請入力フォームでの入力作 業も簡略化することができます。
 - ※本申請については、利用者登録をしていなくても、毎回メールアドレスを入力すれば 利用することができます。
- ・利用者登録をする際は、画面右上の「利用者登録はこちら」をクリック。

	G ログイン サービス ダウンロードを行うことができます。	
 ⑦ 初めてご利用する方 ▶ 初めて利用する方へ⁰ ▶ 動作環境⁰ 	 申請先の選択(トップページ) 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請書入力 申請書入力 申請完了 現在、表示対象の情報はありません。	
▶ <u>利用上の注意</u> ^[2] ▶ <u>よくあるご質問</u> ^[2]	申請先の選択 下の一覧から申請先を選んで、クリックしてください。	
保作 な験 なり申請サービス ** 操作シミュレーション 電子申請による申請書入力・送信	都道府県 ▶山口県 市町村	
を擬似的に体験できます。	な > 長門市 や > 山口市	

利用者登録方法

やまぐち電子申請サービス

③ 文字を大きく 〇 文字を標準へ 〇 文字を小さ



- •利用者登録画面が表示されます
- ・必須項目を入力し、「次へ」をクリックします。

必須項目の個人/法人を選択すると、下段の「個人の場合の情報」及び「法人の場合の情報」が入力できるようになります。

 この情報は任意項目ですが、入力しておくと 16ページからの申請入力フォームで入力情 報が自動で転記されるので、便利です。

・項目を入力次第、「次へ」をクリック。

利用者登録方法

やまぐち電子申請サービス

山口県と県内の一部市町への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

 ① 文字を大きく ○、文字を標準へ ○、文字を小さく
 ジービスに関する お問い合わせはこちら

内容確認 (利用者登録)

● 内容を確認してください。					
基本情報					
個人/法人区分	法人				
お名前	山口県管射課				
メールアドレス	a10600@pref.yamaguchi.lg.jp				
パスワード	•••••				
郵便番号	753-8501				
住所	山口市滝町 1 1				

個人の場合の機能					
氏名 (漢字)					
氏名 (カナ)					
電話番号					
FAX番号					
生年月日					
性別	選択なし				

法人问题合约情報						
企業や団体の名称(漢字) 山口						
企業名や団体の名称(カナ) ヤマ	マグチケン					
代表者名(漢字) 山口	口太郎					
代表者名 (カナ) ヤマ	マグチタロウ					
代表者の役職名						
部署名						
電話番号 083-	5-933-2228					
FAX番号 083-	5-933-2269					
担当者名 (漢字)						
担当者名(カナ)						

次の「利用規約に同意して登録する」ボタンを押して利用者登録することにより. あなたは<u>利用規約</u>に同意したものとみなされます。 ご登録前には、<u>利用規約</u>をよくお読みください。

- 内容確認(利用者登録)画面が表示されます。
- 入力内容に間違いがないかの確認及び利用 規約を確認の上、「利用規約に同意して登録 する」をクリックします。
- ・登録後、登録したメールアドレスに「利用者ID 発行と確認処理用URLのお知らせ」が届きま すので、メール内容に沿って、確認処理を 行ってください。
- ・以上で、利用者登録方法は終わりです。



申請方法

・アクセス方法 ・利用者登録方法 ・申請の流れ

•「やまぐち電子申請サービス」のトップページから、「山口県」をクリックします。



<u>このサービスについて</u> 🖳 🛛 <u>システム説明</u> 🖳 <u>利用規約</u> 🖳 <u>サービスに関するお問い合わせ</u> 🖗



平成9年9月1日以後に作成・取得した公文書の開示の請求を行う場合の請求書です

 山口県で現在電子申請化されている手続き一覧が表示されますので、行政財産使用許可申請(更新)をクリックします。
 行政財産使用許可申請(更新)
 「課題」山口県所有の土地区の10年の意味を使用する際に必要な手続きとなります。
 「課題」山口県所有の土地区の10年の使用する際に必要な手続きとなります。
 ※ただし、期に使用の許可を受けている数は る場合に限る。※算規申請及び解除する薬用でる際に必要な手続きとなります。





- ・ 左図のような手続案内フォームが表示され、ページの 一番下にある、「申請用紙をダウンロードする」により、 行政財産使用許可申請書及び、各受付窓口(連絡先あ り)が取得できます。
- 電子申請システム上、申請書入力フォームを一か所に まとめることができなかったため、宛先を「県知事宛て」 「県教育委員会教育長宛て」「県警察本部長宛て」に分 けています。
- さらに、「県知事宛て」及び「県教育委員会教育長宛て」
 については、申請窓口が多いため、「県庁(本庁)」「県
 東部」「県中部」「県西部」「県北部」に細分化しています。
- ・自分の所属がどこに分類されているかは、別添の「問い合わせ先.xlsx」ファイルを参照ください。
- ・申請者は自らが申請したい宛先・地域をそれぞれ直接 リンク先のURLでアクセスすると、申請入力フォームに 飛びます。

申請サービス ^{朝紙のダウンロードを行うことができます。}	利用者登録は こちら	文字を標準へ 〇 文字を小さぐ サービスに関する お問い合わせはこちら
 ログイン この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。 申請方法をメールでも知らせしますので、メールアドレスを入力してください。 利用者登録済の方は利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。 		
メールアドレス メールアドレス ログインしないで申請する		
利用者ID 利用者ID パスワード パスワード		
※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。		
T/D 日 ユ み モリ い、 ギ/D 日 し ど 考 り い ど 考 り い ど 考 り い ど 考 り い ど 考 り い ど 考 り い ど 考 り い ど ぎ い と ぎ い ど ぎ い ど ぎ い ど ぎ い ど ぎ い ど ぎ い と **********		

- ・各リンク先をクリックすると、ログイン画面が表示されます。
 ※行政財産使用許可申請については、ログインしないで申請が可能です。(メールアドレスは入力必須)
- 利用者登録をしていれば、IDとパスワードを入 カしてログインします。
 ※利用者登録については、5ページ~を参照

ください。

ログインすると、申請書入力フォームに飛びます。
 ※申請書入力フォームで選択した宛名・地域のフォームに飛びます。

		ログイン中:山口県管財課財産活用班テスト 様
わせぐち雪ヱ由	きませービス	① 文字を大きく 〇、文字を標準へ 〇、文字を小さく
		サービスに関する お問い合わせはこちら
申請書入力 添付資料選択	手続方法 送信内容確認 送信完了	
▶ 甲請瞢入刀		
 申請書に必要事項を入力し、 	【次へ】をクリックしてください。	
申請先	山口県	
手続名	行政財産使用許可申請(更新) 県知事宛て県庁(本庁)	
		4
	行政財産使用許可申請(更新)知事部局本庁	
	山口県所有の土地及び建物を使用する際に必要な申請	
フラウザの「戻る	」「更新」ホタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。 目です。必ずご記入ください。	
60分間通信がな い。	ない (ページ移動がない) 場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記 入に時間がかかる場合	合は一時保存をご利用くださ

- 申請年月日は、申込日が自動で転記されるように設定されています。
- 申請書提出先のセレクトボックスには、申請フォームで選択した宛名・地域に応じた所属が表示されます。

その他の入力必須項目については、利用者登録をしていれば、登録内容が転記されるよう設定しています。

※利用者登録していなければ、転記されませんので、直接入力が必要となります。

・必須項目を入力したら、「次へ」をクリック。

申請者の情報	
(3) 郵便番号 103月	
(数字200文字まで)	
7538501	
[4] 申請者住所 1203	
(200文字まで)	
山口市滝町 1 — 1	
ĥ	・ この必須項目については、利用者
[5] 法人名 128	ていれば 自動で転記されます。
山山県官別課約産活用城ナスト	
[6] 代表者名 [22]	
(全角200文字まで)	
[7] 電話番号 1838	
(ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789	
083-933-2228	
[8] 本申請書の提出者名(担当者名)	
(200文字まで)	v

- 添付資料選択画面が表示されるので、添付資料を選択します。
 ※行政財産使用許可申請書のみ、添付を必須としています。
- ・添付資料を確認後、「次へ」をクリック。

						ログイン中:山口県管財課財産活用班テスト ギ
やま 山口県と県P			ごス 			④ 文字を大きく 〇 文字を標準へ 〇 文字を標準へ 〇 文字を示す サービスに関する お問い合わせはこちら
<u>申請書</u>		^其 択 手続方法	送信内容確認 送信完了			
 ・申請に ・【申請 ・ すべて 	必要な添付資料の 時添付】の場合、 の添付資料につい	提出方法を指定してくだ 【参照】をクリックして て提出方法を指定したら	さい。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみ 対象ファイルを選択してください。 【次へ】をクリックしてください。	ファイル選	択が可能になります。	
	申請先	山口県				
手続名 行政財産使用許可申請(更新) 県知事宛て県庁(本庁)		<u> </u>				
7041130444	文書	옴	備考	必須/	. 提出方法	ファイル選択
行政財商	使用許可申請書		従前使用していた申請書でも可。10MBまで添付 可能。全体で20MBまで添付可能。	1±100	○ 申請時添付	Browser No file selected.
添付書類	11		10MBまで添付可能。全体で20MBまで添付可 能。	任意	 ○ 申請時添付 ○ 提出しない 	Browse No file selected.
添付書類	12		10MBまで添付可能。全体で20MBまで添付可 能。	任意	 ○ 申請時添付 ○ 提出しない 	Browser No file selected.
添付書類	13		10MBまで添付可能。全体で20MBまで添付可 能。	任意	 ○ 申請時添付 ○ 提出しない 	Browser No file selected.
添付書類	i4		10MBまで添付可能。全体で20MBまで添付可 能。	任意	 ○ 申請時添付 ○ 提出しない 	Browserr No file selected.
添付書業	15		10MBまで添付可能。全体で20MBまで添付可 能。	任意	 ○ 申請時添付 ○ 提出しない 	Browse No file selected.
			1			
			次へ			

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択 (トップページ)」へ戻ります

手続方法入力画面が表示されるので、申請者本人が申請する場合は「本人」を、代理人が申請する場合は「代理人」を選択して、「次へ」をクリック。

		ログイン中:山口県管財課財産活用班テスト 様	
	3請サービス ^{用紙のダウンロードを行うことができます。}	 ① 文字を大きく ○ 文字を標準へ ○ 文字を小さく サービスに関する お問い合わせはこちら 	
申請書入力 添付資料選択	手続方法 送信内容確認 送信完了		-
手続方法入力			
• 手続方法を指定し、【次へ】	をクリックしてください。		
申請先	山口県		
手続名	行政財産使用許可申請(更新) 県知事宛て県庁(本庁)	手続案内	
手続方法	本人区分 ◎ 本人 ○ 代理人		「本人」「代理人」のどちらかを選択
	※へ		
申請書一時保存入力途	中の申請書を一時的に保存します		
申請中止申請書	の入力を中止して「申請先の選択(トップページ)」へ戻ります		
▲ <u>戻る</u>			

<u>このサービスについて 🖳 🛛 システム説明 🖓 🖌 利用規約 🖓 🕺 サービスに関するお問い合わせ</u> 🖗

- ・送信内容確認画面が表示されます。
- ・内容を確認し、「送信」をクリックすると、申請完了です。

		ログイン中:山口県管財課財産活用班テスト 様
	子申請サービス ^{請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。}	 ④ 文字を大きく ○ 文字を標準へ ○ 文字を小さく ↓ サービスに関する お問い合わせはこちら
申請書入力 添付資料	<u>以選択 手続方法</u> 送信内容確認 送信完了	
送信内容確認		
 【送信】ボタンをクリ 申請書を送信します。 内容をご確認の上、よ 	ックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。 ころしければ【法信】をクリックしてください。	
申請先		
手続名	手続案内	
		申請書表示
送信内容		
	⑥ 行政財産使用許可申請書: ×gyouseizaisannsiyoukyokasinnseisho.xlsx	表示
	⑥ 添付書類1	提出しない
添付資料	⑥ 添付書類2	提出しない
	⑥ 添付書類3	提出しない
	⑥ 添付書類4	提出しない
	⑧ 添付書類5	提出しない
本人区分	本人	

 申請書一時保存
 入力途中の申請書を一時的に保存します

 申請申止
 申請書の入力を中止して「申請先の選択(トップページ)」へ戻ります

- 申請後、登録したメールアドレスに申請受付のお知らせが届きます。
- 申請先から申請が受理されれば、申請受 理のお知らせが届き、その後申請が承認 されれば、申請承認のお知らせが届きま す。
- 承認のお知らせ後、紙媒体で許可書が届きます。

▲ <u>戻る</u>

 申請方法について何かご不明なこと等があれば、別添の「担当 所属一覧」に記載されている連絡先にお問い合わせください。